

会 議 録

[illegible]

海部西部4町村任意合併協議会委員等 名簿

平成15年6月現在

役職名	区 分		職 名	氏 名	備 考
会 長	立田村	第4条の(1)	村 長	いげた さとし 井 裕 諭	
	"	第4条の(2)	議会議長	いとう のりゆき 伊藤 典之	
	"	第4条の(2)	議会議員	ふるえ ひろあき 古江 寛昭	
	"	第4条の(2)	議会議員	よこい しげいち 横井 滋一	
	"	第4条の(3)	学識経験者	ひらの こう 平野 耕	
	"	第4条の(3)	学識経験者	ふるの まさし 古野 正史	
	"	第4条の(3)	学識経験者	たなか みつる 田中 充	
	"	第4条の(3)	学識経験者	のだ こ 野田たゑ子	
副会長	佐屋町	第4条の(1)	町 長	おおしま いちろう 大島 一郎	
	"	第4条の(2)	議会議長	さとう いさむ 佐藤 勇	
	"	第4条の(2)	議会議員	かなもり いいち 金森 懿市	
	"	第4条の(2)	議会議員	おおこうち かつみ 大河内 克見	
	"	第4条の(3)	学識経験者	ささなべ ときお 篠邊 時夫	
	"	第4条の(3)	学識経験者	いわまた えこ 岩間 多恵子	
	"	第4条の(3)	学識経験者	み わ まさお 三輪 正雄	
	"	第4条の(3)	学識経験者	いとう ようこ 伊藤 洋子	
監 事	八開村	第4条の(1)	村 長	わしの としあき 鷺野 聰明	
	"	第4条の(2)	議会議長	くろだ くにあき 黒田 国昭	
	"	第4条の(2)	議会議員	はやし てるみつ 林 輝光	
	"	第4条の(2)	議会議員	わたなべ はるお 渡辺 治雄	
	"	第4条の(3)	学識経験者	やまだ かずお 山田 一雄	
	"	第4条の(3)	学識経験者	いいだ まさみ 飯田 雅美	
	"	第4条の(3)	学識経験者	はっとり あいこ 服部 愛子	
	"	第4条の(3)	学識経験者	なかの みわ 中野 美和	
監 事	佐織町	第4条の(1)	町 長	やぎ ただお 八木 忠男	
	"	第4条の(2)	議会議長	しばた よしつぐ 柴田 義継	
	"	第4条の(2)	議会議員	おおた よしお 太田 芳郎	
	"	第4条の(2)	議会議員	おおみや よしみつ 大宮 吉満	
	"	第4条の(3)	学識経験者	あおやま みきお 青山 幹雄	
	"	第4条の(3)	学識経験者	かわくち たくみ 川口 巧	
	"	第4条の(3)	学識経験者	ごとう ひでこ 後藤 秀子	
	"	第4条の(3)	学識経験者	のぐち ゆきゑ 野口 ゆきゑ	

役職名	区 分		職 名	氏 名	備 考
参 与	—	第7条	海部事務所長	ひうら いさむ 日浦 勇	欠席

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鈴木義英局長	午前 9 時 30 分 開会 本日はお忙しい中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。それでは、第 5 回海部西部 4 町村任意合併協議会を始めさせていただきます。 それでは、開会に当たりまして、最初に、当協議会の会長であります井桁立田村村長よりごあいさつを申し上げます。
井 桁 諭 会 長	皆さん、おはようございます。 きょうは大変それぞれ何かと御多用の中を、まげて御出席していただきましてありがとうございます。皆さん方には既に御案内のとおり、7 月 14 日から佐屋町さんから始まりました市町村合併に係る住民説明会も、佐屋町さんは一通り終わられたようでございますが、今週からは佐織町さん、先日は立田村が行われており、29 日からは八開村におきましても始められるようでございます。各町村長さん並びに議長さんを初めといたしまして、この協議会委員さん、また各町村関係職員の皆さん方には本当に御苦労さまでございます。 説明会会場におきましては、まことに厳しい御意見や、また質問がなされたように聞いておりますけれども、そういったことをお聞きするにつれまして、それだからこそ、住民説明会というものが必要だと改めて認識をしておるところでございます。本当に御苦労さまでございますが、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、きょうの協議会でございますが、いわゆる定例の協議会として開催させていただくものでございます。協議項目につきましては、7 月 11 日に協議されました津島市からの申し入れの取り扱いについて、協議結果に基づきまして、津島市の方へお渡しするという文書の草案について、協議・確認をいただく関係と、もう一つは新市の将来構想策定に関する経過報告、また今後のスケジュール等について、審議をいただく予定をいたしております。それぞれの件について、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会のあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
鈴木義英局長	続きまして、本日はお忙しい中、海部事務所の行政企画課長の石黒様にも御出席を賜っておりますので、御紹介申し上げます。 それでは早速でございますが、協議の方に移らせていただきたいと思います。 これ以後の進行につきましては、協議会規約第 9 条第 2 項に基づき

井 桁 諭 議 長

まして、当協議会の代表であります井桁会長に議長となっていていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、規約に従いまして議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

協議事項に入ります前に、海部西部４町村任意合併協議会会議運営規程第４条第２項の規定によりまして、本日の会議録署名委員２名の方の指名をさせていただきます。

本日の会議録署名委員には、立田村の伊藤典之委員様、そして八開村の黒田国昭委員様の御両名を指名させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、次第に従いまして協議を進めさせていただきます。

協議事項（１）といたしまして、津島市への市町村合併に係る返答文書について、この件について御提案を申し上げます。なお、この関係につきましては継続協議になっていまして、協議第８号 津島市からの申し入れ、これは市町村合併に係る協議についてということでございますが、この取り扱いについては、先回の協議会におきまして、返答文書を持って４町村長で津島市の方へ赴くという協議結果と相なりました。また、その際に、この文書の作成については、正・副会長と事務局に一任をしていただきましたので、それ以後、文案の作成に着手いたし、本日、その草案をお示ししているものでございます。

なお、この関係につきましては、これより事務局に朗読をしていただきました後、委員の皆さん方から御意見を賜りたい、そう思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、事務局より、まず朗読をお願い申し上げます。

鈴 木 義 英 局 長

それでは、皆様方のお手元の第５回海部西部４町村任意合併協議会会議資料という、そちらの方をごらんになっていただきたいと思いますけれども、１枚はねていただきますと、右下の方にページ数が振ってあります。まず、そちらの方の１ページをごらんになっていただきたいと思います。

協議事項といたしまして、津島市への市町村合併に係る返答文書について（確認）。

津島市への市町村合併に係る返答文書について、別紙のとおり提出する。本日の提出、海部西部４町村任意合併協議会会長 井桁 諭ということで、はねていただきますと、２ページにこの関係の草案を示させていただきます。朗読をさせていただきます。

貴市からの市町村合併に係る協議について（案）。

貴職におかれましては、海部津島地域の発展のためにご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私ども海部西部４町村任意合併協議会におきましては、貴職より平成15年５月30日付けでお申し出がありました「市町村合併に係る協議」について、これを真摯に受け止とめ、協議会を住民に公開のもと開催し、鋭意検討を重ねてまいりました。

その結果、貴市並びに海部西部４町村の現状を踏まえたとき、市町村合併特例法の期限が迫る現時期において、双方の間には解決不可能な多くの課題があり、貴市との協議を進めることは大変困難との結果に至り、海部西部４町村で協議を続行することといたしました。

もとより、貴市が掲げられる「海部津島はひとつ」という理念につきましては、賛意を表する次第であり、当地域の将来を考えると、貴市を始めとする海部津島の各市町村がともにますます発展し、現行の市町村合併特例法失効後の新たな合併も視野に入れた地域づくりに向けて、努力を惜しむものではありません。

ここに、あらためて、貴市の合併に対する取組に心から敬意を表し、今後とも海部津島地域のリーダーとして、また良き隣市として、ご指導・ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

平成15年　月　日、津島市長 三輪 優様、津島市議会議長 東 国伸様。海部西部４町村任意合併協議会。

以上でございます。

井 桁 諭 議 長

御苦労さんでした。

今お聞きのとおり、事務局から朗読をいたしましたこの件につきまして、それぞれ委員の皆さん方から、御意見やら御発言をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

どうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

井 桁 諭 議 長

よろしいですか。

金 森 懿 一 委 員

今は、津島市長はいないんですよ。

井 桁 諭 議 長

いや、８月20日でお辞めになるという意思表示はされておられますので、８月20日まではあります。ただし、選挙に立候補されるというお話をされておられますので、多分８月３日には立候補されると思います。それまでは市長職にあります。立候補されると失職になりますけれども、まだ１週間ぐらいあるわけです。

今お諮りしておるのは、この文案で、4町村長そろってお話を承るということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

井 桁 諭 議 長

わかりました。それで、これまで協議に至るまで、いろいろ御要望・御意見等ございました具体的事項につきましては、口頭で、佐織町さんの意向を十分津島市の方へ伝えながら、私どもの2町2村の意思決定事項をきっちりと4人で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、津島市への関係につきましては、これから日程調整いたしますので、先方さんの御都合もございまして、また、その結果につきましては、改めてこの協議会で皆さん方に御報告を申し上げるということをお約束をいたしまして、当面の申し出事項については、こういう処理の仕方をさせていただくということで御了承を賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて新市の将来構想について、経過報告につきましては、まず事務局より説明を願い、後、各位の御意見、あるいは御要望などをお聞きしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは事務局の方、まずお願いします。

鈴 木 義 英 局 長

それでは、皆様方の資料の3ページをごらんになっていただきたいと思えます。

協議事項、新市将来構想について（経過報告）

「新市将来構想」について、別紙により経過報告する。平成15年7月25日提出、海部西部4町村任意合併協議会会長 井桁 諭ということでございまして、この関係につきましては、法定協議会において作成しなければならない新市の建設計画、これの基礎になるものという位置づけで、5月21日に開催をさせていただきました第2回の協議会において、この関係の補正予算をお認めいただきました。それ以降、関係業者の選定、契約を経て今日に至っております。それで、その経過について、まずもって説明をさせていただきます。

この関係につきましては、この方面に実績のある関係4業者を選択いたしまして、業者の方からのプロポーザル方式というような格好で、新市の将来構想につきまして御提案をいただきました。提案内容につきましては、将来構想に始まりまして、それ以後、新市の建設計画の前段といたしましての住民意向調査、そして新市の建設計画についてというような内容でございまして、それらにつきましてはの実績、

渡 辺 国 次 補 佐

そして地域性、業者の取り組み体制等々につきまして、聞き取りを行い、最終的に玉野総合コンサルタントに決定をさせていただきました。玉野総合コンサルタントという会社は、愛知・岐阜・三重で実績がありまして、また2町2村におきまして、マスタープランの作成、あるいは都市計画図等の作成等にかかわっておりまして、この地域の環境を熟知しており、プロポーザルに臨む姿勢も適切であったというようなことで、最終的に決定をさせていただいております。

それでは、お手元の資料の4ページ以降につきまして、この関係を合併事務局の方で担当しております渡辺より御説明申し上げます。

それでは将来構想について御説明申し上げます。

将来構想とは、法定合併協議会において策定する新市建設計画の前提となるものであり、任意合併協議会の段階において、海部西部4町村が合併した場合の将来の姿を描くために作成するものであります。

内容として、文化・歴史・環境・産業など地域の特性の整理、海部西部4町村それぞれが策定しております総合計画及び海部津島広域行政圏の計画などの整理、昨年実施したアンケート調査での住民意向の整理などを踏まえて、新市に向けたまちづくりの課題を整理することにより、新しい郷土の将来像を描き出します。そして、その将来像に向けて目標を立て、住民生活にかかわるさまざまな分野でのまちづくりの基本方針のもと、主要プロジェクトを考えていこうとするものであります。

将来構想の策定に当たっては、緻密な現状分析をもとに構築していくことから、海部西部地域の実情に精通したコンサルタントを選択・活用し、私ども海部西部4町村の職員で構成する協議会事務局スタッフ、そして4町村の総合計画担当職員と、協議会の下部組織であります専門部会員とスクラムを組み作業に当たります。本日はまだ策定の途中段階ではありますが、将来構想の全体の体系図をお示しし、これまでに把握しました海部西部4町村の地域の特性や、4町村の総合計画などの現況から導かれるまちづくりの課題について御報告をし、合併後の将来像について、協議会委員各位の忌憚のない御意見、御感想、御要望を賜りたいと考えております。承った御意見を私どもの作業に盛り込みながら、よりよい将来構想を策定していきたいと考えています。

なお、将来像に向けたまちづくりの基本方針や主要プロジェクトにつきましては、現在、職員で構成する作業部会で鋭意検討しております。

すので、次回以降の協議会に御提案したいと考えています。

将来構想は、9月議会前までにまとめ、その後住民の皆様にお示ししたいと考えておりますので、任意協議会で、本日を含めまして8月も数回協議会を開催し、御検討いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料をごらんください。

A3横長の資料、4ページでございます。

将来構想(案)体系図であります。これは、将来構想の全体を把握していただくため、体系図としてまとめたものであります。中に記載しておりますそれぞれの項目の表現については、素案の段階でありますことを御理解の上、ごらんください。

表左側に四つの枠がございますが、地域の特性、既定計画の整理、住民意向の整理、社会経済情勢の整理であります。これらは、海部西部4町村の現状、実情を把握する、まず足元を見詰める作業であります。この作業を経て導き出されるのが、左側から2番目の枠、まちづくりの課題であります。九つ掲げさせていただきました。現状を踏まえた課題であります。そして真ん中の枠、将来像であります。まちづくりの課題を一つ一つ解決することにより、当地域の将来像を端的にあらわすテーマ、キャッチコピーを掲げるものであります。これは、各町村の総合計画においても同様の手法により将来像を掲げているものであります。この将来像に向かって、新市まちづくりの目標、右から3番目の枠であります。目標を掲げ、この目標のもと、右から2番目の枠であります。住民生活にかかわるさまざまな分野でのまちづくりの基本方針に細分化し、さらに主要プロジェクトを考えていこうとするものであります。

1枚はねていただきまして、5ページであります。

地域の特性であります。

地域の特性については、海部西部4町村に住まわれてみえる委員の皆様方が一番よく御存知のことと存じますが、確認の意味を含めまして、八つに区分けして御説明いたします。

初めに、地勢・土地利用。ほぼ全域が木曽川下流部の海拔ゼロメートルデルタ地帯となっています。

文化・歴史。治水面の問題を克服しながら、農業地帯を形成してまいりました。

人口動向。老年人口は全体の約16%で、愛知県や海部津島圏域と比

較し、2ポイント程度高くなっています。

交通でございます。4地域を貫く幹線道路（国道、県道）はない状況であります。

生活環境・公共施設。公共下水道は未整備で、農業集落排水、合併処理浄化槽により排水処理がなされております。右へ移りまして、資料館・美術館・博物館も立地していません。

産業でございます。第1次産業就業者の割合が約11%と高くなっています。特に立田・八開地域であります。

交流（観光レクリエーション）。主なレクリエーション施設としては、東海広場、船頭平閘門公園などがあります。どちらも木曽川にあります。

都市計画。市街化区域は315ヘクタール。全体面積6,663ヘクタールの4.7%と非常に少ない状況であります。以上であります。

次に6ページでございます。

現在、海部西部4町村の総合計画、広域行政圏計画の状況であります。表は、海部津島13市町村の広域行政圏協議会、佐屋町、立田村、八開村、佐織町の現在の計画を、表の左側、縦軸であります。将来像、目標、主要プロジェクトについて、表にまとめたものであります。現在、4町村は、この総合計画に基づいて、それぞれ特色あるまちづくりに取り組んでおります。合併は4町村個々のまちづくりを基盤とした上で、これを包括し、新しいまちづくりを行っていくことであります。したがって、それぞれの総合計画を十分に尊重した上で、新たな将来構想、新市建設計画を策定する必要があります。簡単に御説明申し上げます。

一番左側でございますが、海部津島広域行政圏協議会第3次計画「～潤いと安らぎに彩られた交流空間～ 海部津島 Amazing Field」。佐屋町第3次総合計画「～水と緑と人にやさしい～ 自然と共生し 元気で 魅力ある町」。立田村第3次総合計画、平成15年3月に策定されております。「大地の恵み・人・創造 たつた」。八開村第2次総合計画、これにつきましては平成17年度までの計画であります。「飛躍と変革の21世紀をめざして 海部の水郷復興計画 せせらぎとときめきのあるむらづくり」。佐織町第3次総合計画「ほっと good さおり 心やすらぐまち 住みよいまち 佐織」となっております。

以上、御説明申し上げてきた地域の特性と町村総合計画などから導

き出されるのが、次の７ページ、まちづくりの課題であります。ここでは、九つの課題を掲げさせていただきました。

一つ、木曽川や赤ハスなどの豊かな自然環境の保全・活用（やすらぎのまちづくり）。一つ、デルタ地帯における総合的な災害・公害対策の充実（安全・安心なまちづくり）。一つ、圏域平均より早く進む少子・高齢化への対応（健やかなひとづくり）。一つ、農業・繊維業などを生かした地域の活性化（うるおいあるまちづくり）。一つ、佐屋・佐織などを中心とした商業機能の充実（賑わいあるまちづくり）。一つ、海部西部を連携・一体化する都市基盤の充実（便利で快適なまちづくり）。一つ、輪中・街道・宿場町など地域文化の継承・育成（文化の香り高いまちづくり）。一つ、桜祭りなどのイベントを始めとする住民活動の充実（ひと・コミュニティづくり）。一つ、福祉・環境・教育・文化など公共サービスの向上（効率的な行財政の推進）。以上であります。

続きまして８ページ、将来像であります、これにつきましては朗読させていただきます。

本地域は名古屋大都市圏にあって、これまで広大な農地などの自然環境と、鉄道・道路などの交通の利便性を活かした良好な居住環境を形成してきました。また一方、海部津島地域の西部に位置する本地域は、愛知、岐阜、三重３県の交流地域として、佐屋、立田、八開、佐織それぞれの地域が持つ特色を生かしたまちづくりを進めてきました。

今後、地方分権の進展により地域の自立性が求められるとともに、少子・高齢化、高度情報化などが進む中、多種多様な住民ニーズに的確に対応していくことが求められており、自立した「都市」の形成と、地域周辺に位置する他「都市」との連携・共存が必要な時代になってきました。

そのため、本地域においては、海部津島における広域的な取り組みによって行ってきた各種行政サービスの提供を、より効率的かつ効果的に行うために、海部西部４町村の合併によるまちづくりを進めることが望ましいという結論に至りました。もちろん、合併にあたっては、新しい市の枠組みにあわせた都市基盤の整備、公共施設の充実を進めるほか、地域産業の振興、時代背景に的確に対応できるひとづくりなど、様々なまちづくりが求められます。そうしたまちづくりに対応し、個性的で魅力ある「都市」の創出を図るためには、木曽川など

の河川をはじめとした豊かな自然、水との戦いの中で培った水郷文化、佐屋街道など旧街道の宿場町としての歴史環境など地域特有の資源を積極的に活かしたまちづくりが必要です。資源を活用した「安らぎ」・「うるおい」空間などを創出することにより、人と自然が交流し、にぎやかで活気あふれるまちが形成されます。こうした地域の活性化が、地域住民にとって、水やみどりの自然の中で、乳児から高齢者まで、豊かな心をはぐくみ、安全・安心に暮らすことのできる生活環境「都市」の創出につながっていきます。

以上の内容を創造できるテーマとして、右側に6案を示させていただきました。新市における将来像であります。「やすらぎとせせらぎのリバーサイド プレイス。。。」「みずとみどりの 楽園交流都市。。。」「川のほとりの憩い空間。。。」「活気と元気の水郷Town。。。」「住んで 訪れて リバーフロントシティ。。。」「はっとする「発見」とほっとする「安心」のある都市(まち)。。。」。

以上、本日までに作業いたしました部分につきまして御説明申し上げます。次回には、将来像に向けた目標とまちづくりの基本方針を盛り込んだ全体像をお示ししたいと考えております。よろしくお願いいたします。

鈴木 義 英 局 長

ただいま本日提出した資料の内容については御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、何分まだ骨格でございまして、この関係につきまして、今後どのような行程で私ども進めさせていただくことを考えておるかと申しますと、先ほどの説明の中でも申しましたけれども、8月中に、通常の定例と申しますか、さきに予定をさせていただいた関係の8月22日の協議会の前、8月の中旬のところでもう一度、協議会を開催させていただきたいと思っております。その場で全体の素案などについて、とりあえず1回目の提示ができると思っております。そして、その提示をさせていただいて、いろいろ協議をしていただく。そして再度、8月22日の協議会でもって御協議をいただきまして、できればそのときに御承認が賜りたいというふうに思っております。

しかしながら、こういう環境でございますので、そのときに御賛同がない場合には、最終、9月議会前、9月の中旬ぐらいで再度協議会を開いていただいてということで、いずれにしましても、9月議会前には、この新市の将来構想について、こちらの協議会の方で御承認を賜りたいと思っております。もちろん、この間には、先ほど担当の方

から説明を申しましたように、事務局はもとより、総合計画の担当、あるいはこの関係の下部組織に専門部会がありまして、その専門部会長を含めて鋭意検討をさせていただき、幹事会を通して協議会の方にお諮りをするという、そんなスケジュールを考えております。

以上、この関係につきましての御説明にかえさせていただきます。

井 桁 諭 議 長

お聞き及びのとおり、今、事務局から説明いたしました、説明の中にありましたように、このことについては、本日は委員の皆さん方に、いわゆる構想づくりの進め方というか、日程等をお示ししたという段階でございます。お話しのように、次回に素案を提示させていただきまして、その際、いろいろ各委員の皆さん方から御意見をちょうだいする運びとしたいという提案でございます。そういうことでよろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、きょう現在の段階では、事務局素案はこんな格好でやっていきたいと提案いたしましたが、何か素案の段階からこういうのを入れたらいいんじゃないかという御意見等ございましたら。

三 輪 正 雄 委 員

8 ページの新市における将来像、これはいわゆる新しいまちのキャッチフレーズになろうかと思うんですけれども、我々のような老人にとっては納得できるんですけれども、これからの青少年を含めた若い世代、こういう方から見た場合に、何だ、田舎者のまちだなあという感じが否めないと思うんですね。だから、やっぱり将来のある子供たち、そういう方々に対して、新しいまちはこういうまちにしたい、一部分においては、にぎやかな活気あるまちにしたいという要望があると思うんですね。そこらのところも、やっぱり将来構想のキャッチフレーズとして、若者にアピールするような、そういったテーマ、イメージを入れたらどうかというふうに考えておりますので、その点も御配慮をお願いしたいと思います。以上です。

鈴 木 義 英 局 長

このキャッチフレーズにつきまして、将来像なんですけれども、とりあえず今出ている中で一番上にあるものを、最初の体系図の中に入れさせていただきましたけれども、こちらの方が導き出してきましたのは、5 ページの総合計画の関係の将来像のところの文字の中での、最大公約数的な格好でまとめさせていただいておりますので、確かにおっしゃるとおりでございまして、その辺についてはこれから検討をして、さらに新市にふさわしいようなものについては、また皆様方の前に御提示をしまして、御協議をいただけるようにしたいと思っております。

川 口 巧 委 員

大変おっしゃった御意見、もっともだと思うんです。ただ、テーマ案を見ていると、これは将来構想でここに案として掲げてあるものからすると、当然こういうテーマになるだろうと思うんです。ですから、問題は将来構想をどうするかということなんですが、これはもう本当に定年後、引退するのにいいところだなという感じのまちになるはずですね。しかも、これは外部に依頼されたんだと思うんですけれども、水と緑のまちじゃないんですね、今この辺は。それは昔の話だと思うんです。ですから、現状からしても少し違っているなという感じがありますし、将来の話をしているわけですから、さっきの方がおっしゃったように、もう少し前向きな構想にならんものかと。これは構想だけあって実態が伴わなきゃしょうがないとおっしゃればそれっきりですけれども、せっかく一緒になれるというんだから、もう少し前へ進むようなといいますか、経済的にももう少し何とか明るい未来があるなというふうな構想にならんのかなというふうに思います。ですから、現在のここに書いてある構想からすればこういうことで当然だろうと思いますけれども、構想の中身をもっと変えるようなことをお考えいただけんかと。ただ、荒唐無稽なことではいけないので、みんなが頑張れば何とかかなりそうなところへ前向きに進めていただきたいなというふうに思います。以上です。

井 桁 諭 議 長

お申し出の趣旨を踏まえながら、今後、事務局で検討させます。

いずれにしても、テーマというのは一番目立つといいますか、皆さん注目されるところでありますので、御意見を参考とさせていただきながら一度研究をさせますので、よろしくお願いいたします。

そのほかどうですか。

〔発言する者なし〕

井 桁 諭 議 長

それでは、この件につきましては、先ほど来言っておりますように、次回に素案を提出させていただいて、皆さん方に御協議をいただくという段取りでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、この関係につきましては、実は8月4日に幹事会、つまり事務当局者の会議を内々に予定いたしております。それで、先ほど言いましたように、次回の会議をこれから8月上旬ということで決めていただきますが、とにかく4日から上旬、かなり時間が狭められておりますので、資料の事前配付は、各委員さんに、会議の直前になると思いますので、その点だけは御容赦をお願い申し上げたいと存じます。

鈴木義英局長

それでは、新市構想については以上で終わらせていただきます。

次に、その他事項に入らせていただきます。レジュメにございますように、その他の（１）法定協議会の設置について、少し御相談申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず事務局から説明をお願い申し上げます。

それでは、その他の最初の部分について、法定協議会の設置についてということで、これからの展望についてを、この場をおかりしまして若干御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

事務局といたしましては、今後、このまま協議が進んでいくという格好になりますと、法定協議会の設置ということを考えなければいけないというふうに思っております。それで、法定協議会を設置するためにはということで、これ既に皆様方御存知の向きもあるかもわかりませんが、各町村の議会におきまして、法定協議会の設置についての議案というのを上程していただきまして議決をいただきます。その際に、この法定協議会の規約の提出をするということになっております。また、同時にこの際には、この法定協議会に係る関係予算についてを、一般会計の補正予算というような格好で、あわせて上程をしていただくということになります。それから、各町村の自治体で御議決賜りますと、それぞれの町村で地方自治法第 252 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして告示をしていただくことになりまして、さらに 4 町村長の連名でもちまして、県知事に対して設置の届け出をするということになります。

そういった流れの中で、この任意協議会がこれから担っていただく役割につきましては、ある意味で、法定協議会の設置に向けての設立準備会的な役割をもあわせて果たしていただくということになります。と申しますのは、法定協議会の関係で、規約、諸規程、あるいは予算関係につきまして、最終的にこちらの方で御承認を賜ったものについてを法定協議会の中で案、あるいは報告事項として提案させていただくことになります。ですから、今後、8 月の協議会の中で、そういった内容についても協議事項として上げさせていただくことになりますので、ひとつよろしくお願いいたします。これからの法定協議会関係につきまして若干説明をさせていただきました。以上でございます。

井桁 諭 議長

今お聞き及びのとおりでございますが、この問題について何か御発言ございましたら承りたいと思いますが、よろしいですか。

佐藤 勇 委員

いずれにいたしましても、9月議会、時間的にもうそれぞれが日程を決められる時期でございます。その間に、今、事務局が申したような作業がここで行えるかどうか。再度もう一遍事務局、先ほどの説明、もう少し掘り下げて説明してくれないかな。以上です。

鈴木 義 英 局長

先ほど、法定協議会の設立に当たっての設立準備会的な役割を担っていただくということを申させていただきました。その関係につきまして、他の法定協議会の関係を例にとりますと、必要になってきます規約、規程については10本前後あります。順番に追っていきますと、協議会の規約、そしてその下部組織であります幹事会の規程、さらにその下部組織であります専門部会、そして分科会の設置の要綱、そして委員さん方の報酬、費用弁償に関する規程、事務局の関係の規程、財務規程、これがいわゆるこの準備会的な役割を担っていただくこちらの方で承認をいただきまして、第1回の法定協議会の中では、既に決まっている部分を報告事項としてされる部分であります。こういった規約・規程等をもって法定協議会が発足をすることということでございます。

そして、当初の第1回でもって、通常、協議会での協議事項として出される部分がございます。それは、協議会の委員さん方に直接かわってくるものでございますので、新たな法定協議会の委員さんの中で御協議をしていただくものということでございますけれども、協議会の運営規程、あるいは報酬に関する規程、そして法定協議会の事業計画、あるいは歳入歳出予算についてというような、そんな関係についてが実際に法定協議会の方で協議される事項でございますけれども、提案する案につきましても、あわせてこの任意協議会の場でもって御承認を賜っていきたいというふうに考えております。

非常に多くの規約・規程があるようでございますけれども、この任意協議会が発足しました折に極力、この任意協議会というのは、ある部分、通常の任意協議会と比較しますと、非常に法定協議会に近いような規約・規程を設けておりまして、移行する場合には、極力抵抗がないような格好で設けさせていただいた経緯がございますので、おおむね今の任意協議会などが持っております規約・規程についての一部を修正をしていけば対応ができるのではないかなというふうに思っております。

こういったことで、説明になるかどうかわかりませんが、皆様方、この任意協議会の場で御協議をしていただく関係につきまして

は、以上ということで報告しております。

それで、9月議会の関係で、各町村の方が、遅くとも8月中旬までに議案関係については最終調整がされるというふうに聞いております。それで、今後の予算関係につきまして、この8月4日の幹事会でもってある程度の枠についてお示しができるんじゃないか。そして、詳細の金額については、もう少し後の8月19日、お盆前後のところで、ある程度の枠組みについて議会の方に、または各町村の担当の方にお伝えができるんじゃないかなというふうに思っております。また、設置に関する規約につきましては、この8月上旬に提案をさせていただき予定しております。そちらの方で上げさせていただかなければ、議案として間に合わないなというふうに思っております。それ以降の諸規程等につきましては、極端なことをいえば、9月に入っても御協議をいただけることと思っておりますけれども、とりあえず規約につきましては8月中旬まで。ですから、8月上旬の協議会の中で皆様方にお示しをして御協議をいただくという、そんな協議日程を描いております。以上でございます。

佐藤 勇 委員 要するに、10本ほど出てくるわけですね、事は。それと同時に、日程が8月中旬に最終調整をして出されるということですね。

鈴木 義 英 局長 規約については、まず議案に添付が必須になっておりますので、そういう格好でやらせていただかなければいけないというふうに思っております。

佐藤 勇 委員 まだ、御案内のように、各町村それぞれ特別委員会なり全協なり諮って、事前の承知おきをしなければ、直接議案としてぽんと出しても、なかなか難しい点多々あるかと思います。そういうことで、私どもの今後の日程議運等も開いて日程を詰める場合に、ほぼそういうことで事務局が出してくれば行けるんですが、そうでなければ若干おくらす必要もあるうし、それと同時に、以前にもらった合併事務スケジュール案ですね、ここの中に、任意協議会設置をしてから法定協に移る間の作業がまだあるあるような気がするんですが、それらはもう法定協に入ってから行う予定ですか。この我々がいただいたスケジュール案の作業。

鈴木 義 英 局長 スケジュール案の中では、2回目以降ということで、法定協議会の設立、そして基本項目の御提案、あるいは取扱いということで、財産、あるいは議員定数、任期等々についてのことを上程になると思っておりますけれども、この関係につきましては、今、ある部分、分科

会の方で職員が進めておる部分があります、資料づくりのことですね。法定協議会が立ち上がりましたら、冒頭、あるいは1回目のところで上程させていただけるような準備で進めておりますので、法定協議会立ち上げ直後というようなことで御理解をいただきたいと思っています。

佐藤 勇 委員

決して法定協に進めるのに反対はいたしません、なすべき作業をしつつ進まない、積み残し積み残しで先へ法定協を立ち上げることはいかなものかと思うんですが、それでもよければそれでいいんですが、一応スケジュールはスケジュールですので、そこら辺の扱いを、皆が承知しておればいいんですが、事務局はどう思われますか。以上です。

鈴木 義英 局長

確かにこの法定、任意協議会の中のスケジュールに、2回目以降ということで進めるような私どもが説明をした内容のことが載っております。この関係につきましては、法定協議会に上がったときに、すぐに関係させていただいても、なかなか理解が難しく、皆様方委員が法定協議会に移行される場合に、こういった構成の委員会になるかというのはわかりませんが、少なくとも任意協議会の委員さんであった方々につきましては、そういった格好で協議をしていただく内容についてを事前に御理解をしていただくというような、そんな意味で掲げさせていただいております。ですから、先ほど佐藤委員さんがおっしゃいましたのはごもっともでございますので、こちらの方、次回の8月上旬の関係につきましては、上げさせていただける部分について調整するのは難しいかと思っておりますけれども、8月22日の段階では、調整方針案というのが、おおむねその関係についてはございますので、資料という格好で皆様方に御説明をさせていただけるような段取りをとらせていただきたいと思います。以上です。

井 桁 諭 議長

御了解いただけましたか。

佐藤 勇 委員

はい。

井 桁 諭 議長

そのほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

井 桁 諭 議長

それでは、御意見等、御発言もないようでございますので、次の意見交換となっておりますが、その前に、きょうは県の方から石黒行政企画課長さんに出席いただいておりますので、せっかくの機会ですので、合併問題等についての情報等、ございましたら承りたいと思います。その後、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いし

ます。

石黒でございます。

私の方からは、今、御紹介いただきましたように、3点ほど状況報告といたしますか、御説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、今の法定協議会の設置に絡んででございますけれども、御案内のように、津島のJ Cが主体となりまして、海部津島の合併を望む会というのが立ち上がりまして、署名活動が行われました。先日、7月14日でございますけれども、各市町村の選管に対して署名簿の提出がなされました。今、各選管におきましてその署名簿の点検作業をやっておる段階でございます、それが20日間という日数を要する規定となっておりますので、8月の早々にはその作業が済むんじゃないかということで、その後、もし50分の1、すなわち有権者の方々の2%以上の署名が全市町村でもってクリアされれば、法定協議会の設置の規約の作業に入りまして、そういうことが確定しますと、今度はまた望む会の方から協議会の設置を望む本請求書が出てまいります。その請求書が各市町村に出てまいりまして、それが県の方で取りまとまりましたら、その後、60日以内に議会でもって議決をいただくという局面が参っております。今、私どもの方が中心になりまして、関係の市町村の担当の方にお集まりいただきまして、規約案の作業に入っておりますので、でき得れば8月中旬ぐらいまでにはその規約をまとめたいなと思っておりますので、その後、その規約を今の規約ではございませんけれども、9月議会にお諮りいただくこととなるというようなスケジュールになっております。

2点目でございますけれども、実は昨年度からの事業といたしまして、県の方で市町村合併を処理するに際して想定される課題ですとか、どんなようなことをしたらいいかというような検討項目を調査するために、昨年度、県下で3地域につきまして調査・研究を行いました。そのうちの一つが、ここの海部西部地域ということで調査・研究をさせていただいたわけですが、そのテーマは、御案内のように、ここの西部が合併いたしますと6万余の人口になるわけでございますが、全国で既にもう6万余の市があるわけございまして、その市との比較・検討をすることによって、ここの地域の課題ですとか、将来の展望の材料になればいいなというような調査・研究を昨年度からやっております、その研究がほぼまとまりまして、7月末でもって県のホームページにその状況が掲載されることとなりましたの

で、ごらんいただければと思います。後ほど印刷物としてまとめるような格好になっておりますので、またそれが今後こちらの方の新しい将来のまちづくりのいろいろな検討課題の一つの材料として御活用いただければありがたいと思います。

3点目でございますけれども、これは総務省の作業でございますけれども、御案内のように、市町村合併が全国のいろいろなところで多くの活発な議論が行われておるわけですが、その全国各地の合併に関する取り組みの状況、取りまとめを、総務省の方で行っております。いわゆる「フォローアップ」と称するものでございますけれども、それを7月末までに県の方が国に報告して、国は秋口に公表という作業になるわけですが、その内容につきましては、その作業の進捗度合いに応じまして、8月1日現在までに既に新しい合併の市ができたところ、あるいは法定協議会がもう立ち上がっているところというのが一つのレベルでございます。その次のレベルといたしまして、16年3月31日、すなわち今年度末までに法定協議会が立ち上がる見込みのところ。それから、三つ目といたしましては、法定協議会の設置は今年度中には難しいかもしれないけれども、まだその取り組みについての議論はなされている地域というようなことで、3段階ぐらいのレベルをもって全国の合併の進捗状況を取りまとめる作業がございますので、先ほどの議論ではございませんが、この地域につきましては、この2番目に当たりますところの今年度中には法定協議会が立ち上がる地域であろうというようなところに御報告をさせていただきながら、進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上、私の方から現状についての御報告をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

井 桁 諭 議 長

どうも御苦労さんでした。

何か各委員方からお聞きになられたい点がございましたら。

〔発言する者なし〕

井 桁 諭 議 長

それでは、ないようですので、次の意見交換に入らせていただきます。御発言ございましたら、各委員さん方。

佐 藤 勇 委 員

佐屋の佐藤です。

各町村それぞれ住民説明会、4町村で17会場ですか。先ほど議長さんが申されましたように、佐屋町は終わりました。それで、当然、住民説明会でいろんな方々、いろんな御意見があることは承知しておりますが、その説明会で、当局が次回の説明会を来年の今ごろ行います

ということで説明しております。そして今回の説明資料、これ任協の4カ町村で住民説明会のマニュアルですね、ほとんど同じことをしゃべっていると思いますが、私ども住民代表の議員としても、来年の今ごろもう一遍やるだけでは、このことはとてもじゃない、承知おきできないから、各町村がそれぞれ機会あるごとに住民説明会を適宜やるお許しを得られるかどうか、この点をちょっと会長さんにお尋ねいたします。

井 桁 諭 議 長

今、住民説明の今後のあり方といいますか、行い方の御進言がございました。ほかの委員さん方、今、お聞きになられて、会としてどういうふうに進めるのか、あるいは各町村にお任せするのか、そこらの御意見をいただけませんか。

大 宮 吉 満 委 員

佐織の大宮でございます。

今も佐藤さんが言われましたように、佐織でも、説明会のあり方、例えばOHPを使って図解表示し、文章だけでは皆さん方は下を向いて見てみえるわけですね。棒グラフとか、その比較部分において、ここが交付税だよとか、図解で、画面で住民に説明した方が、かえって文章だと言葉じりが専門用語でわかりづらい部分があったんじゃないかと。そこらの部分、今度のまちづくりに対する説明においても、そういう表現の仕方はないんだろうかという御意見もございました。だから、そこらを再度考えていただければありがたいかと思います。よろしくお願いします。

井 桁 諭 議 長

後でまとめますが、そのほか。

八 木 忠 男 委 員

佐織町長の八木です。

私どもも住民説明会、21日から連続5日間、一応きょうが最終日ということではありますが、各町村それぞれ進めておっていただくわけで、先ほども意見が出ておりましたけれども、この住民説明会の中での意見集約といいますか、全町村が済んだところで結構ですので、先ほど来、佐藤議長さんもおっしゃっていただきましたような内容も含んで協議の場を持っていただけたらなと、そんなふうをお願いをしておきます。

井 桁 諭 議 長

佐藤委員さん、それから大宮委員さん、両委員さんは、住民説明の仕方について不十分なところもあったので、再度みんなでやったらどうかという御意見のように受けとめました。八木町長さんは、その中で、いろいろ住民からの要望事項もあって、協議会の中で協議すべきこともあるから、一巡、住民説明が済んだ段階でみんなで協議した

らどうかと、こう二つの話と承りました。

それで、まず最初の佐藤委員さんと大宮委員さんのおっしゃった、いわゆる現在実施中、実施済みのところもございますが、どうも不十分だからもう一度やったらどうかという御意見のようですが、ほかの委員さん方、異議ございますか。

佐藤 勇 委 員 八木町長さん、いいこと言われたわ。最後までやってから、この議題を皆さんで協議したらどうですか。きょうこの場でなくても、私は結構だと思います。

井 桁 諭 議 長 それでは、今、お話しのように、最後に取りまとめ役として私の方からお願い申し上げますが、本来、住民説明会というのは、冒頭から予定を立てておりましたように、今、事務局提案いたしました将来の新市構想ぐらいは持って、住民の皆さん方にお話するというのが手順であったろうと自分自身は解釈しておりますが、それぞれ構想といいましても、いわゆる問題となっている津島を含めた構想と、あるいは2町2村の構想は全く違うわけで、そこらがなかなかうまくタイミングが合わなくて新市構想がおくれておるわけですけど、それらが今お話し申し上げておるようになんか仕上がってくるということでありまして、一巡するのが、八開村さんが一番最後で、8月3日までかかる。ちょうどタイミング的に新市構想等を協議いただいた後、再度、今の二つの意見の集約をしたらどうかなと思いますが、そういう進め方でよろしいですか。

〔発言する者あり〕

井 桁 諭 議 長 それでは、もう一度この問題について、皆さんとよく協議して、各町村の住民説明の対応の仕方を再度協議いただくということで、きょうのところはこの協議を閉じさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、合併問題について。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

井 桁 諭 議 長 それでは、続いて、確認事項に入らせていただきます。まず事務局の方からお願いを申し上げますので、その後、皆さん方の御要望・御意見を承って、次の、いわゆる第6回の西部4町村任意合併協議会開催日程等をお決め願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局、頼みます。

鈴木 義 英 局 長 確認事項としまして、次回の協議会の日程でございますけれども、

先ほど来、8月の前半、上旬のところで一度開催をさせていただきたいというようなことを申ししておりました。その関係につきましての日程でございますけれども、今のところ、事務局の方として、8月8日の1時からということで、御無理を言わせていただきたいということで計画をしておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。この関係につきましては、先ほど申しましたように新市の将来構想、あるいは法定協議会に向けた要綱、そして今、話に出ました住民説明会以後の調整等についてが協議事項になってくると思いますが、8月8日金曜日の午後1時からということでお願いをしたいと思っております。以上でございます。

井 桁 諭 議 長 今、次の協議会の日程を一方的にお願いを申し上げましたが、各委員の皆さん方、8月8日午後1時、御都合いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

井 桁 諭 議 長 それじゃあ、改めて御通知申し上げますが、次の開会は8月8日午後1時ということでお願いを申し上げます。

そのほか、事務局、何かありますか。

鈴 木 義 英 局 長 以上でございます。

井 桁 諭 議 長 各委員さん方、そのほか何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

井 桁 諭 議 長 それでは、御発言等もないようでございますので、長時間にわたっていろいろと協議をいただきまして、まことにありがとうございました。皆さん方の御協力に感謝を申し上げ、第5回の海部西部4町村任意合併協議会を閉じさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。

午前10時43分 閉会